

2025年5月2日

公益財団法人日本フィランソロピック財団
「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」
寄附募集のご案内

ご寄附のお願い

「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」は、我が国の、創業期にある、志が高いソーシャルビジネスのスタートアップを表彰と賞金で支援することを目的に、同じテーマに関心のある多くの寄附者が参加するテーマ基金として設立されました。

本 AWARD では、社会的意義が深く「おもい」を持って取り組まれる方々が、より大きなインパクトを生むための支援を目指しています。非営利事業には「経済的利益を追求しない」からこそ生じる制約がつきまとい、目的達成の壁が高いこともありますが、資金という後押しがあれば事業活動は一層推進され、目指す未来への足がかりを築くことができると考えています。

表彰は選考委員会が選考を行い、優れたチームと志の高い事業で応募した団体・法人を表彰し、副賞として1件400万円の賞金を授与します。この表彰を通じて、取組の称賛と資金提供により、その活動がさらに大きく成長することを目指します。

この AWARD にご賛同いただき、日本のソーシャルビジネスのスタートアップを共に支えたいという多くの方からのご寄附を募ります。

寄附募集のご案内

1. 寄附募集対象

個人、法人に関わらずお受けいたします。

※当財団は特定公益増進法人であり、本基金への寄附は税制上の優遇措置が受けられます (P.3)。

2. 寄附募集期間

随時。

※2025年6月30日までに当財団口座に着金した寄附金は、第1回「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」の顕彰事業に充てられます。

2025年7月1日以降の着金分は、第2回以降の顕彰事業に充てられます。

3. 寄附の受入れ

現金 1,000,000円以上、100,000円単位

寄附の受入れは現金とし、不動産や物品は受け入れ対象外になります。

4. 寄附の用途

本基金の顕彰事業の副賞賞金、運営費及び本基金の基金管理費に充てさせていただきます。

※基金管理費の料率はこちらをご参照ください。[基金管理費料率](#)

5. 寄附者へのご報告

顕彰事業の報告は適時ウェブサイトに掲載いたします。

6. 寄附受入れの制限

ご寄附の趣旨が当財団および基金の使命、利益に反すると判断される場合、または当該ご寄附が関連する法令等に抵触する又は抵触する可能性がある場合、その受け取り（財団が既に受領したものを含む）を辞退させて頂くことがあります。なお、寄附の受入れは、現金寄附に限らせて頂きます。

寄附方法

7. 寄附申込方法

当財団ホームページの問い合わせフォームにて、「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」への寄附としてご連絡ください。

事務局からご寄附の意思などを確認させて頂いた上、寄附申込書と手続きのご案内をお送りします。申込書のご提出をもって申し込みとなります。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

8. 寄附払込方法

当財団の銀行口座への振込で承ります。振込先口座情報は、寄附申込書の受領後にお知らせいたします。

9. 寄附金領収書

当財団が寄附金の着金を確認後、「寄附金領収書」を発行、送付いたします。

当財団へのご寄附は税制優遇措置の対象となりますので、大切に保管してください。

10. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当財団は特定公益増進法人です。内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用されます。

また、内閣府から税額控除の資格を有する公益財団として認定を受けておりますので、個人からの寄附については所得控除または税額控除のいずれかを、法人からの寄附については法人税の損金算入限度額の特例を受けることができます。

個人によるご寄附

① 所得控除

寄附金控除として所得控除を受けることができます。

寄附金額－2,000円 = 所得控除額

※ 所得控除額は総所得金額等の40%が限度です。

② 税額控除

寄附金控除として税額控除を受けることができます。

(寄附金額－2,000円) × 40% = 税額控除額

※ 税額控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。また、所得税額控除額は所得税額の25%相当額が限度額です。

③ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を相続税の申告期限までに寄附した場合、寄附した財産には相続税が課税されません。

法人によるご寄附（法人税）

一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入することができます。別枠の損金算入限度額(特別損金算入限度額)は(所得金額の6.25%＋資本金等の額の0.375%) × 1/2です。

※ 税制上の優遇措置を受けるには当財団発行の「寄附金領収書」および特定公益増進法人たるを証明する書類を添付の上、確定申告などの税務申告が必要になります。詳しくはお近くの税務署や税理士などの専門家にお尋ねください。

11. お問い合わせ先

公益財団法人 日本フィランソロピック財団 事務局

「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」担当

当財団ホームページの問い合わせフォームにてご連絡ください。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

公益財団法人日本フィランソロピック財団

当財団は、2020年設立、2021年に内閣府から公益認定を受けた公益財団法人です。社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成、奨学金、顕彰などの事業を行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資

としてより豊かな社会の創造を目指しています。

- ・ 代表理事 : 岸本和久
- ・ 設立日 : 2020年4月27日
- ・ 公益認定日 : 2021年3月25日
- ・ 所在地 : 東京都港区新橋 1 丁目 1 - 1 3
アーバンネット内幸町ビル 3 階
- ・ 公式サイト : <https://np-foundation.or.jp/>

個人情報について

ご寄附者様よりいただいた個人情報は、当財団の「個人情報保護方針」で規定する個人情報の利用目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。個人情報の適切な保護に努めます。

「個人情報保護方針」: <https://np-foundation.or.jp/privacypolicy.html>

(2025年5月版)